

議案第 78 号

前橋市興行場法施行条例の改正について

平成 28 年 6 月 14 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市興行場法施行条例の一部を改正する条例

前橋市興行場法施行条例（平成 23 年前橋市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号カ(イ)を削り、同号カ(ウ)中「観覧場が複数階に及ぶ場合にあっては、」を削り、同号カ中(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、同号カ(カ)中「場内の」を削り、「((ウ)ただし書」を「((イ)ただし書」に改め、a 及び b を削り、同号カ(カ) c ただし書中「(ウ)ただし書」を「(イ)ただし書」に改め、同号カ(カ)中 c を a とし、a の次に次のように加える。

b 男性用大便器は、少なくとも小便器 5 個以内ごとに 1 個が設けられていること。ただし、座便式便器その他の小便器と兼用できる便器を設ける場合は、その割合を適宜変えることができる。

第 2 条第 2 号カ中(カ)を(オ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) 男性用便器と女性用便器の数の比率は、男性及び女性がそれぞれ便所の利用に要する時間、当該興行場を利用する男性及び女性の比率等を考慮したものとすること。

第 2 条第 2 号キを次のように改める。

キ 喫煙室を設ける場合は、当該興行場の出入口から極力離して設けることとし、たばこの煙が喫煙室以外の施設に流入しない構造であること。

第 2 条第 2 号ク(イ)に次のただし書を加える。

ただし、次条第 3 号の空気環境の基準を満たしている場合は、この限りでない。

第 3 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同条第 4 号ア中「及び」を「又は」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 空気環境は、次に掲げる基準を満たすように調整すること。

ア 炭酸ガス濃度は、0.15 パーセント以下とすること。

イ 観覧場にあつては、浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下とすること。

附 則

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の前橋市興行場法施行条例第2条第2号カ(カ)の規定により設けられている便器及び同号キの規定により設けられている喫煙室（それぞれこの条例の施行の際現に営まれている興行場に設置されているものに限る。）に係る公衆衛生上必要な基準については、なお従前の例による。